

会長の専決事項について

平成２８年４月１３日
行政不服審査会決定

東大和市行政不服審査会条例（平成２８年条例第１３号）第５条第３項の規定に基づき、東大和市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の会長が専決することができる事項について、次のように定める。

- 1 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。
 - （１）行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第８１条第３項において準用する第７４条の規定による調査
 - （２）法第８１条第３項において準用する法第７５条第２項の規定による口頭意見陳述における補佐人の許可
 - （３）法第８１条第３項において準用する法第７６条の規定による主張書面又は資料の提出期間の設定
 - （４）法第８１条第３項において準用する法第７８条の規定による提出書類等の閲覧等の承認、電磁的記録を閲覧させる場合の表示方法の指定、資料の提出人に対する意見照会並びに閲覧等の日時及び場所の指定
 - （５）法第８１条第３項において準用する第７９条の規定による答申書の写しの送付及びその内容の公表
 - （６）前各号に掲げるもののほか、書類の收受及び送付に関する事務（書類の提出依頼及び提出期間の設定を含む。）
 - （７）その他審査会の庶務に関する事務
- 2 会長は、前項の規定により会長が専決することができる事項について、異例その他特別の事情があると認めるときは、審査会の会議に付すことができる。